

ふくおか県央環境広域施設組合条例第27号

ふくおか県央環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付
等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第2項の規定に基づき、ふくおか県央環境広域施設組合の財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 ふくおか県央環境広域施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等については、飯塚市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。